

令和4年9月15日
厚生労働省年金局総務課
年金広報企画室

「公的年金シミュレーター」のプログラムの オープンソース化に向けた運用実験募集要項

1. 背景・目的

厚生労働省は、①令和2年年金改正法の分かりやすい周知、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化の「見える化」を目的とした「公的年金シミュレーター」を令和4年4月25日に公開した。

今後、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）等に基づき、民間事業者が運営するアプリ等のITサービスとの連携を進めることとしている。

本運用実験は、厚生労働省が所有する「公的年金シミュレーター」のソフトウェアのプログラムを実験参加企業に開示し、実験参加企業が運営するアプリ等のITサービスに組み込めるかどうかについて検証を行い、プログラムを一般公開することが可能かどうかを検討することを目的とする。

2. 内容

本運用実験に際し、責任範囲を明確にするため、厚生労働省と実験参加企業との間で覚書を締結する。

覚書締結後、実験参加企業は、厚生労働省からプログラムの提供を受け、運営するアプリ等のITサービスに組み込めるかどうかについて検証を行い、プログラムを組み込むに当たって生じた技術的課題について厚生労働省に対して報告（成果報告書の提出期限は令和4年12月28日を予定）を行う。実験参加企業は、プログラムを一般公開するまでの間、公的年金シミュレーターのプログラム及びその二次著作物を一般の用に供し、商業利用することはできない。

なお、実験参加企業は運用実験にかかる費用については全て無償で実施することとし、厚生労働省は実験参加企業への技術的協力は行わない。

厚生労働省は、運用実験の結果を踏まえ、公的年金シミュレーターのプログラムの一般公開に向けた検討を行う。

3. 参加・協力条件

実験参加企業は、下記のいずれかの条件に合致し、厚生労働省が適当と認

めた事業者とする。

- (1) 預金取扱等金融機関、銀行等代理業者、外国銀行代理銀行、電子決済等代行業者等、金融サービス仲介業者等、金融商品取引業者等、保険会社等、信託会社等、金融会社など、金融機関として金融庁の免許・許可・登録を受けている者であること
- (2) これまで金融サービスに関するシステムやソフトウェアの開発に携わったことがあること

また、実験参加企業は、応募資格確認書において、以下の全ての要件を満たす者である旨申告すること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしてないこと

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

4. 応募受付

(1) 受付期限

令和4年9月30日（金）

(2) 応募方法

必要事項を入力した応募資格確認書を添付し、電子メールにより送付。

電子メールアドレス kourou_nenkin@mhlw.go.jp

5. 応募事業者への連絡

応募受付後、順次連絡。